貴重品運搬警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

| 科目 | | 1級 | | | | | | 2級 | | | | |
|--|----------|---|---|-----|----------|------|----|---|--|-----|----------|----------|
| (警備員等の 検定等に関す る規則) | 試験 区分 | 判定の基準 | 1 級試験実施基準における出題範囲 | 出題数 | 学科 配点 | 実技配点 | 1 | 判定の基準 | 2級試験実施基準における出題範囲 | 出題数 | 学科 配点 | 実技 配点 |
| 警備業務に関 する基本的な 事項 | | 警備業務実施の基本原則に関する 高度に専門的な知識を有するこ と。 | 貴重品運搬警備業務の形態 貴重品運搬警備業務の実施と基本的人権 | 2 | 10 | 10 | 学科 | | 警備業務の意義と重要性 貴重品運搬警備業務の意義と重要性 警備業法第15条 警備員の使命と心構え | | | |
| | | 警備員の資質の向上に関する高度 に専門的な知識を有すること。 | 貴重品運搬警備業務検定1級合格者の役割 1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点 | | 10 | | | | | 2 | 10 | |
| | | | 警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第 14条、第16条、第17条、第18条、第21 | | | | | | 礼式と基本動作 警備業法 (第1条、第2条、第3条、第4条、第 | | | |
| 法令に関すること。 | 学科 | 法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 高度に専門的な知識を有するこ と。 | 条) 憲法(人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、加留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等) | | 20 | | | 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する 専門的な知識を有すること。 科 | | | | |
| | | | 刑法(罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、窃盗罪、強盗罪等) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての一般的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての一般的知識) 遺失物法(全般についての知識) | 4 | | | 学科 | | 刑法(正当防衛、緊急避難についての概略的知識) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての概略的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての概略的知識) 遺失物法(拾得者の措置等についての概略的知識) | 4 | 20 | |
| | | 高度に専門的な知識を有するこ と。 | 道路交通法(交通規制についての一般的知識) 道路運送車両法(日常点検についての一般的知 識) 電波法(運用についての一般的知識) | | | | | | 道路交通法(交通規制についての概略的知識) | | | |
| するないに使用している。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | 学科 | *** | 貴重品運搬警備業務用車両の警報装置及び警報送 信機の操作方法 警報装置及び警報送信機の構造、機能及び操作方 法 | | | | 学科 | 貴重品運搬警備業務用車両の装置 対 及び操作方法に関する専門的な知 識を有すること。 | 貴重品運搬警備業務用車両の構造、機能及び操作 方法 貴重品運搬警備業務用車両装備品の名称、その機 能及び操作方法 車載用無線機及び携帯用無線機の構造、機能及び 操作方法 | | | |
| | 実技 | 貴重品運搬警備業務用車両の点検 及び修理を行う高度に専門的な能 力を有すること。 | 警報装置及び警報送信機の操作要領 | | | 5 | 実技 | 貴重品運搬警備業務用車両の点検 及び修理を行う専門的な能力を有 すること。 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | 1 0 |
| | 3-1-1 | 貴重品運搬警備業務用車両の故障 及び不調の原因並びにその対策に 関する高度に専門的な知識を有す ること。 | 走行中の異常の発見方法 貴重品運搬警備業務用車両が故障した場合の応急 措置要領 警報装置の非常ボタン、警報セットスイッチ等で の点検要領 | | 30 | | | 貴重品運搬警備業務用車両の故障 及び不調の原因並びにその対策に 関する専門的な知識を有すること。 | 運行前の車両の点検 車両のタイヤ、ヒューズ、ライト等の交換 車載用無線機の点検 | | | |
| | 実技 | 貴重品運搬警備業務用車両を操作 する高度に専門的な能力を有する こと。 | 警報送信機の点検要領 警報装置の非常ボタン、警報セットスイッチ等で の点検要領 警報送信機の点検要領 | | | 1 0 | 実技 | 貴重品運搬警備業務用車両を操作 する専門的な能力を有すること。 | 携帯用無線機の点検 車載用無線機のスケルチ、ハンドマイク等点検要 領 | | | 5 |
| | 学科 | 車両による伴走を行うため必要な 事項に関する高度に専門的な知識 を有すること。 | 運搬経路の把握と維持 トンネルの安全通過管理 | 6 | | | 学科 | 車両による伴走を行うため必要な 事項に関する専門的な知識を有す ること。 | 伴走の方法と警備業務用車両の役割 的確な車間距離による伴走 車列離脱時の報告 安全走行に必要な情報 駐車場所における車両の誘導要領 | 6 | 30 | |
| | 学科 | 運搬中における周囲の見張りを行 うため必要な事項に関する高度に 専門的な知識を有すること。 | 警察官に停止を命ぜられた場合の周囲の警戒要領 | | | | 学科 | 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 | 特異な情報の発見方法 駐車場所及び運行中における警戒要領 | | | |
| | 実技 | 運搬中における周囲の見張りを行 う高度に専門的な能力を有するこ と。 | VTR映像等による警察官に停止を命ぜられた場 合の周囲の警戒要領 | | | 1 0 | 実技 | 運搬中における周囲の見張りを行う専門的な能力を有すること。 | ビデオ映像等による駐車場所及び運行中における 警戒要領 | | | 20 |
| | 学科 | 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行うため必要な 事項に関する高度に専門的な知識 を有すること。 | 車両の停止位置の選定の方法 周辺の検索要領と警戒位置の選定方法 | | | | 学科 | 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行うため必要な 事項に関する専門的な知識を有す ること。 | 貴重品積卸し時の警戒要領 貴重品携行時の警戒要領 貴重品引渡し時の注意事項 貴重品受領時の注意事項 | | | |
| | 実技 | 的な能力を有すること。 | 車両の停止位置の選定の方法 周辺の検索要領と警戒位置の選定方法 同乗する他の警備員に対する警戒指揮要領 運行計画を変更する場合の指示事項 | | | 2 0 | 実技 | 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行う専門的な能力を有すること。 | 貴重品積卸し時の警戒要領 | | | 2 5 |
| | 学科 | への連絡を行うため必要な事項に | 積卸しの現場等貴重品運搬警備業務用車両の到着 の報告を受けた場合の確認及び指示すべ事項 襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 把握すべき事項 襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の | - | | | 学科 | 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に 関する専門的な知識を有すること。 | 定所連絡及び定時連絡の要領 | | | |
| | 実技 | 運搬中における指令業務担当者等 への連絡を行う高度に専門的な能 カを有すること。 | 指令指示事項 襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 把握すべき事項 襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 指令指示事項 | | | 1 0 | 実技 | 運搬中における指令業務担当者等 への連絡を行う専門的な能力を有 すること。 | | | | 1 0 |

| 科目 | | 1級 | | | | | - 5 - 6 | 2級 | | | | |
|--|--------------|---|------------------------------|-----|----------|------------|------------|--|--|---------|----------|----------|
| (警備員等の 検定等に関す る規則) | 試験 区分 | 判定の基準 | 1級試験実施基準における出題範囲 | 出題数 | 学科 配点 | 実技 配点 | 試験 区分 | 判定の基準 | 2級試験実施基準における出題範囲 | 出題 数 | 学科 配点 | 実技 配点 |
| 貴重品運搬警 備業関するこ にと。 | 学科 | 貴重品の運搬の経路に係る道路の 構造、道路における交通の状況そ の他貴重品運搬警備業務の実施に 必要な事情に関する事前調査を的 確に実施するため必要な事項に関 する高度に専門的な知識を有する こと。 | 事前調査の意義と重要性 | 2 | | | | | | | | |
| | | | 運搬経路の事前調査実施上の留意点 | | 10 | | | | | | | |
| | | | 調査日時選定上の留意点 | | | | | | | | | |
| | | その他貴重品運搬警備業務の能率 的かつ安全な実施に必要な業務の 管理の方法に関する高度に専門的 な知識を有すること。 | 警備計画書及び警備指令書の作成要領 | | | | | | | | | |
| | | | 貴重品運搬警備業務用車両及び資器材の配置要領 | | | | | | | | | |
| | | | 警備員の配置要領 | L | | | | | | | | |
| | 実技 | 貴重品の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。 | 警備計画書又は警備指令書の作成要領 | | | | | | | | | |
| | | | | | | 2 0 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | 学科 | 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 | 基地局等への連絡要領 | | | | 学科 | 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うた | 警察機関等への連絡の重要性 | | | |
| | | | 指令業務を行う者からの警察機関等への連絡要領 | | | | | | | | | |
| | | | 警察機関等への追加連絡要領 | | | | | | 警察機関等への連絡要領 | | | |
| | 実技 | 事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行う高 度に専門的な能力を有すること。 | 指令業務を行う者からの警察機関等への連絡要領 | | | 1 0 | 実技 | 事故の発生時における警察機関そ | 警察機関等への連絡要領 | | | |
| | | | | | | | | すの他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。 | | - | | 1 0 |
| | 学科 実技 | の方法に関する高度に専門的な知 識を有すること。 | 警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否の判断 | 6 | | | 1 | 護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する専門的な知識を有 すること。 護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する専門的な能力を有 すること。 | 警戒棒の取扱い | | | |
| | | | 警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否 | | | | 学科 | | 警戒杖の取扱い | | | |
| 運金有貴盗が合急すり、の金教場にのる、現、のる故場にのることをは指ととの。これをはいる。これをはいる。これをはいる。これをはいる。これをは、のる故場に関 | | | 非金属製の楯の管理及び取扱いの適否 | | | | 3 14 | | 非金属製の楯の取扱い | | | |
| | | | 徒手の護身術(応用) | | | | . | | 徒手の護身術 (基本) 警戒棒及、警戒杖及び非金属製の楯の基本操作要 | | | |
| | | 護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する高度に専門的な能 力を有すること。 | | | 3 0 | 5 | 実技 | | 言 | 8 | 4 0 | 1 0 |
| | | | 徒手の護身術(応用) | | | | | | 徒手の護身術(基本) | | | |
| | | その他事故の発生時における応急 の措置を行うため必要な事項に関 する高度に専門的な知識を有する こと。 | 負傷者観察上の着眼点と応急手当ての要領 | | | | | その他事故の発生時における応急 の措置を行うため必要な事項に関 する専門的な知識を有すること。 | 救急法の意義と重要性 | | | |
| | | | 襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮 要領 | | | | | | 負傷者等の応急手当の概要 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 現場保存の意義及び実施上の留意点 | | | |
| | | | | | | | | | 警察官への引継ぎ | | | |
| | 実技 | その他事故の発生時における応急 の措置を行う高度に専門的な能力 を有すること。 | 襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮 要領 | | | } | | - | 表手、文通事以守事以の形态が指置支限 三角巾を使用した止血要領 | | | |
| | | | | | | 1.0 | 宝块 | | 負傷者の搬送要領 | | | 1 0 |
| | | | | | | | | | | - | | " |
| | | | | | | | | | | | | |